

福岡県公報

令和 6 年 11 月 22 日
第 550 号

目 次

告 示 (第715号 - 第739号)

○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課)	2
○自衛官の募集	(行財政支援課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	8
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	9
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更		

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	10
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	11
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	11

公 告

○落札者等の公示	(行財政支援課)	11
○落札者等の公示	(行財政支援課)	12
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	12
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○令和6年度福岡県ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(行財政支援課)	15
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(行財政支援課)	16
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(行財政支援課)	16

監 査 委 員

○監査結果の公表 (監査委員事務局総務課)17
 ○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課)31
 ○監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)35

告 示

福岡県告示第715号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年10月福岡県告示第666号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

重岡 周一、大塚 與平、八木田 逸次郎、大淵 虎之助、神田 安次郎、山下 牟、奥 美知江、重岡 梅次郎、森岡 朝子、重岡 九右衛門、杉井 松子、吉岡 利彦、末永 雅樂、吉岡 素一、吉岡 伊三郎、神田 勝右衛門、山川 重子、八木田 助次郎、大塚 仁三郎、大塚 直吉、大塚 千吉、大塚 栄次郎、大塚 吉右エ門、八木田 甚藏、中村 多右エ門、中村 房吉、八木田 其吉、川原 治平、八木田 與吉、八木田 治郎助、八木田 槌藏、八木田 市太郎、八木田 郡藏、八木田 六太郎、八木田 平太郎、八木田 準平、魚返 ウメコ、八木田 清春、白石 君子、隈元 繁若、秋吉 太公、吉村 三木藏、神田 峯吉、神田 和吉、重岡 九衛門、神田 音吉、吉岡 半六、吉岡 與助、吉村 孫六、神田 宇吉、重岡 幸太郎、吉村 源藏、重岡 繁藏、末廣 實之助、神田 平太郎、戸久河 勇次郎、上田 勇、水野 安光、上田 清一、市岡 春造、戸久河 高藏、上田 八十吉、渡邊 正平、有限会社メープル、山田 稔晴、吉村 精、山田 政二、吉岡 正矩、神田 類之介、重岡 徳次、吉岡 利彦、吉岡 猛、福大建設株式会社、株式会社 喜多村石油店、中原 榮三、神田 類之助、重岡 周一、神田 實、平高 正子、田川 恵子、

久保 享司、タカヤ商事株式会社、鎌倉 トシ子、日産樹脂株式会社、吉岡 悟、三陽株式会社、辻 シゲ子、吉岡 悟、木下 鶴太郎、樫山 桂

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第666号によること。

福岡県告示第716号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年10月福岡県告示第667号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

村上 數一、伊古野 兼吉、伊古野 謙治、荒木 國藏、磯部 優、庄野 豊、榎山 重太、中岡 カツ、浅井 嘉兵衛、木村 正夫、江淵 亀雄、柳瀬 義種、中村 松雄、北野 太郎、木田 吉藏、中村 勇、小林 空治、石原 實、中村 槌三郎、加藤 和代、加藤 勝征、加藤 好子、有山 マキ、石崎 槌之助、谷口 定吉、古谷 槌藏、畠中 安藏、一木 庄吉、谷口 七三郎、吉田 徳右エ門、末永 信治、村上 安助、森本 律五郎、村上 空次郎、木戸 作藏、谷原 市藏、谷原 広吉、谷口 政吉、木戸 孫藏、吉田 寛次郎、村上 市太郎、森本 ニワ、伊古野 八藏、松本 長吉、林 槌太郎、村上 甚太郎、伊古野 範二、井上 長吉、高尾 島吉、谷口 幸吉、坪根 鹿藏、池端 春吉、富永 兵太郎、川原 米吉、谷頭 勝次郎、伊古野 惣太郎、末永 寛一、渡辺 五平、松本 國藏、渡辺 直次郎、大野 茂一、谷口 弥七、川本 利作、渡辺 悦二、木戸 種次、上田 安藏、木戸 半兵衛

、渡辺 幹治、中村 甚藏、上田 彦次郎、畠中 清五郎、松村 梅吉、谷頭 吉兵衛、畠中 房吉、富永 勝次郎、中村 金次郎、村上 相治、池端 筆吉、古谷 円吉、村上 瀧次郎、中村 文藏、永野 由次郎、河原 七三郎、井手 茂三郎、森本 福藏、黒川 貞一、坂井 竹一、江幡 五平、森本 徳養、栗崎 松次郎、森本 新藏、中村 廣吉、河原 善太郎、一木 榮次、畠中 重次郎、川本 彌一郎、森川 長一郎、本間 タマ、岸本 浅次郎、古谷 鶴雄、山路 義高、渡辺 功、小山 泰藏、土井 栄助、福山 ひな子、松本 勝彦、鈴木 末雄、山崎 昌治、西原 ヌイ、大崎 利隆、尾崎 英雄、久藤 光太郎、中野 伊三郎、佐々木 初太郎、肥田 乙松、山田 松雄、矢野 七郎、向田 榮次郎、梅川 松太郎、山田 盛夫、山中 儀平、山口 勤市、和田 イワ、喜多村 遜、中村 鉄次郎、吉田 徳次郎、宮崎 辨吉、富田 房吉、一宮 時太郎、土井 平次郎、喜多村 惣太郎、喜多村 信雄、広瀬 熊太郎、吉広 岡太郎、相川 峯吉、松田 熊藏、本岡 兵五郎、小畑 熊太郎、坂下 英之助、中村 長吉、鬼頭 又七、入江 正男、吉広 新助、中村 才吉、上田 彦太郎、白石 得一、広瀬 喜代藏、上田 多作、村上 林藏、上村 虎吉、和田 ナツ、吉広 九市、高橋 鶴吉、吉広 安次郎、大島 ノブ、土井 浅吉、大島 彦二郎、川井 忠吉、白石 秀吉、原田 三次郎、中川 房次郎、宗田 峯吉、山中 増藏、松田 長次、椎橋 敏夫、井上 定吉、池端 岩藏、松村 伴兵衛、一木 仙九郎、木戸 利三郎、富永 民助、岩本 浅次郎、豊浦 屯、伊古野 安次郎、松本 国藏、伊古野 伊三郎、谷頭 彦次郎、村上 源三郎、村上 浅次郎、森本 類藏、森本 林藏、畑中 安藏、末永 熊藏、池端 多七、谷頭 吉次郎、村上 市治郎、谷頭 清次、富永 兵郎、川本 亀太郎、石原 惣太、一木 得二郎、高尾 庄三郎、佐野 源三、畑中 惣吉、永井 正彦、尾田 保一、谷頭 竹次郎、磯部 勲、川原 善太郎、村上 フミ、中村 文彦、一木 慎一郎、立石 フジ、林 トウ、松尾 淑子、林 與三吉、石橋 乙兵衛、上田 兼辰、林 善吉、中本 順子、山口 芳一、木田 二郎、米田 音治郎、吉田 徳太郎、磯部 久藏、廣門 和吉、松本 益雄、木村 勇、石崎 槌之助、庄野 治三郎、前田 寛、弘岡 清太郎、浅井 克彦、西田 敬二、徳永 長彦、定松 万吉、中村 豊藏、中村 音吉、柳井 幾藏、柳井 竹藏、川口 定吉、上田 兼吉、栢山 茂平、山口 勝藏、柳井 安次郎、柳井 直藏、垣松 利兵衛、柳生 二喜藏、大久保 徳次郎、佐高 廣吉、柳井

茂三郎、山本 覺藏、栢山 トメ、定松 由左衛門、石崎 又右衛門、林 小平、木村 宅右エ門、北野 傳七、木村 タケ、木田 五左エ門、石崎 喜平、佐伯 竹藏、徳永 嘉平、内田 力藏、木田 彦次郎、佐伯 勝三郎、定松 槌藏、山口 菊藏、石崎 作藏、林 栄藏、森本 六藏、樋山 トソ、石原 源藏、矢田 壽勝、森本 吉藏、森吉 三代藏、畠中 彦藏、森吉 六藏、村山 クニ、風呂根 マン、木田 三郎、中村 典吉、柳井 義藏、中村 兼吉、藤田 源右エ門、丸尾 清藏、吉田 透、亀岡 繁雄、波多江 亀次郎、西村 亀一、杉山 猿之助、定松 新太郎、太田 豊太郎、小田原 徳一、中野 爲藏、伊藤 民藏、中敷 茂松、松本 房助、池上 熊次郎、白瀬 勇吉、前田 安次、金岡 千代一、林 兼造、昭野 忠人、宮本 米藏、中上 三治、河村 茂平、橋本 吉太郎、高橋 助七、山口 藤太郎、平沢 利三郎、竹山 吉次郎、菅原 幸助、稲垣 徳吉、杉本 竹藏、田島 又三郎、小寺 友市、重松 勘十郎、立野 時平、末松 喜一、小山 吉之進、荒川 利助、小倉 善之助、篠原 定吉、佐藤 林藏、有永 竹次郎、下村 瀧藏、岡山 貞吉、吉川 帙吉、森下 又二郎、妹尾 積太郎、小川 裕次、広岡 清太郎、是則 芳之助、早川 豊作、福本 太門、石井 良造、市原 多作、木村 利喜男、橋崎 半治、藤山 留次、野尻 清水、坂井 元夫、野中 松次郎、渡辺 林市、中畑 半次郎、中村 金録、小谷 仙藏、島田 義亮、阿部 峰雄、田村 文太郎、広本 長次郎、中村 治一、大塚 仁平、玉村 政助、伊藤 富次郎、上妻 伊賀人、手島 勝藏、坂丸 勇次郎、岡崎 久吉、牧 政雄、舌間 京平、舌間 政吉、本住 定藏、首藤 喜市、藤本 文太、藤本 徳二郎、浴野 鶴太郎、口高 啓太郎、美濃部 薫、有馬 弥満次、沢井 喜三郎、仙川 正男、浪田 源次、原 四郎、中西 峯吉、松本 寅次郎、大木 徳太郎、三谷 熊太郎、小田 計之、別府 敏治、百濟 貞次郎、永瀬 捨三郎、石橋 慶三郎、吉井 作次、世永 正司、原田 佐一郎、安東 考一、堤 義輔、上野 松次、財間 久藏、稲垣 貞二、村上 千代吉、山田 房太郎、長谷川 久吉、中村 四郎吉、江藤 徳市、沖野 芳松、増富 三平、藤中 房吉、道永 又平、益弘 清右衛門、井上 傳太郎、三浦 彦太郎、松下 武吉、内野 参次郎、久保田 彦太郎、永松 柊太郎、和田 常男、中川 繁雄、局 清志、福江 兼吉、廣瀬 久米吉、中川原 改藏、谷頭 卯三郎、村上 甚助、谷原 廣吉、畠中 秀吉、森本 初藏、川原 末吉、谷口 友吉、渡辺 眞次郎、渡辺 帙松、木戸 茂

作、井手 茂郎、谷口 ハル子、木戸 半兵衛、渡辺 虎松、古谷 佐太郎、局 吉藏、渡辺 帙吉、中村 帙吉、山路 虎太郎、伊古野 仁助、高田 信義、山路 帙太郎、住宅 八百藏、村上 末吉、古谷 久一、古谷 甚藏、村上 甚助、福江 喜左衛門、山本 馨、野間 悦次郎、中村 富士太郎、谷口 長藏、上田 與助、谷口 安次郎、林 槌太郎、吉田 槌藏、新 延彦、床島 吉太郎、局 鹿藏、谷口 彌七、矢下 元次郎、上田 類藏、谷口 善太郎、古谷 又一、古谷 勸藏、村上 勸助、福井 豊藏、林 榮吉、瀬戸山 亨、松田 初子、森岡 幸子、徳弘 綾子、木田 清仁、力武 嘉次郎、添田 ヨシ、山崎 卯一、成澤 慶次郎、隈本 貞男、中村 利彦、中野 豪、廣野 勲、植村 武雄、米田 栄一、鈴江 亀藏、藤本 藤十、富重 辰雄、野見山醸造、佐藤 正美、小川 又一郎、村上 正藏、前田 誉治、林松之助、林 徹、松尾 徳久、柳井 外史、藏田 武、石橋 榮市、野仲 親綱、重岡 静枝、三谷 明人、森田 裕子、小曾根 貞松、吉永 良延、寺岡 綱吉、有限会社 鶴屋商事、伊佐産業株式会社、古永 幸子、富士海苔食品株式会社、エッチビー ドリームペット株式会社、中村 栄、李 守相、九州産肥倉庫株式会社、友田 敬、不二興産株式会社、奥野 正義、吉廣 二郎、泰商木材株式会社、福田 五郎、山口 正太郎、株式会社 親和銀行、山口 トク、浦山 俊朗、田中 啓視、高瀬 勝、大下 君枝、若杉 ユキ子、大下 一、永野 アキ子、中村 成一、岸本 喜三郎、呉羽 敏行

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年10月福岡県告示第667号によること。

福岡県告示第717号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日及び受付場所を次のように告示する。

令和6年11月22日

1 募集種目

自衛官候補生

2 受付期間

- (1) 高校新卒者（令和7年3月卒）
令和6年11月2日（土）から令和7年2月4日（火）まで
- (2) その他
令和6年11月2日（土）から令和7年2月10日（月）まで

3 応募資格

- (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

- (1) 学科試験・適性検査（Web）
令和7年1月14日（火）～令和7年2月12日（水）（予定）
- (2) 口述試験・身体検査
令和7年2月20日（木）～令和7年2月23日（日）（予定）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部 募集課
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所

築上郡築上町大字西八田無番地（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区名島3-24-2 （電話 092-672-3255）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（名島）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市諏訪野町2401 （電話 0942-38-1616）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

福岡県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	--------------	--------------

南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7

福岡県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市七ツ家1490番1先から 柳川市七ツ家1482番2先まで
		大川市大字一木923番1先から 大川市大字一木1042番8先まで

福岡県告示第720号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
宗遠居153	ひまわり薬局 水巻店	遠賀郡水巻町頃末南一丁目33-7	R6・11・1	居管

福岡県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野居133	訪問看護ステーションおおのじょう	大野城市御笠川一丁目5-1	大野城市御笠川一丁目3番6号4号室	R6・11・1
田川居260	デイサービスプライムリハビリセンター	田川郡香春町大字中津原1160-2	田川郡川崎町大字池尻882-1	R6・5・1

福岡県告示第722号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1768号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
徳吉(e)-2	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第723号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1769号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳吉(e)-2	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第724号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定す

る。

令和 6 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
徳吉 - 1	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第725号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳吉 - 1	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第726号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上藤松 1 丁目 (a - c)	北九州市門司区上藤松一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上藤松 1 丁目 (a - b)	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第727号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 11 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上藤松 1 丁目 (a - c)	北九州市門司区上藤松一丁目（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
上藤松 1 丁目 (a - b)	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第728号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(令和4年11月福岡県告示第1017号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上藤松1丁目-1-1	北九州市門司区上藤松一丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面3は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第729号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(令和4年11月福岡県告示第1018号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上藤松1丁目-1-1	北九州市門司区上藤松一丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面3は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第730号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上藤松1丁目-1	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
上藤松1丁目-2	北九州市門司区上藤松一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第731号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上藤松1丁目-1	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
上藤松1丁目-2	北九州市門司区上藤松一丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第732号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する区域

八女郡広川町大字水原のうち、別紙「広川町発煙鎮静化対策工事平面図」中斜線で示された部分に該当する区域

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（法第19条の8第1項の規定に基づく措置に相当する措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第3号の規定に該当する措置）が講じられた埋立地

福岡県告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宰生118	天拝坂こばやしクリニック	太宰府市大佐野二丁目24番1号	R6・10・1

春生196	にしじま耳鼻咽喉科鼻手術クリニック	春日市天神山三丁目21番	R6・11・1
筑紫生172	たけしたクリニック	筑紫野市二日市中央三丁目2番21号	R6・11・1
那珂生11	みみ はな のど かたのクリニック	那珂川市片縄東一丁目21-24	R6・11・1
う生50	境泌尿器科医院	うきは市吉井町609番地2	R6・10・1
春生歯110	あべ おとなこども歯科	春日市春日原北町三丁目58-1 春日原テルミナ208	R6・11・1
粕生薬203	さくら薬局ささぐり店	糟屋郡篠栗町中央四丁目17-34	R6・11・1
像生薬76	リーフ薬局	宗像市くりえいと三丁目4-15	R6・10・1
春生薬86	みらい薬局樋口病院前店	春日市紅葉ヶ丘西二丁目20番	R6・11・1
春生薬87	ヒトソエ薬局 天神山	春日市天神山三丁目20	R6・11・1
小生薬59	コストコホールセール小郡倉庫店薬局	小郡市上岩田818-3	R6・11・1
み生薬40	ほのほの薬局江の浦店	みやま市高田町江浦587-2	R6・11・1
大生薬208	日の出薬局	大牟田市日出町三丁目1-20-2	R6・11・1
飯生薬186	大信薬局忠隈店	飯塚市忠隈372-3	R6・11・1
飯生薬185	みんなの薬局	飯塚市綱分761-2	R6・11・1
京生訪20	訪問看護ステーションかわせみ	京都郡苅田町富久町一丁目6番地14	R6・10・2
京生訪19	訪問看護リハビリステーションライト	京都郡みやこ町勝山上田953-1 エクセルA i 102号室	R6・11・1
行生訪25	あいくる訪問看護ステーション	行橋市大字下津熊1080番4	R6・10・1

福岡県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生339	うえの腎透析クリニック	糟屋郡志免町志免東一丁目9-2	R6・9・21
宰生69	天拝坂クリニック	太宰府市大佐野二丁目24-1	R6・9・30
春生72	円入橋胃腸科外科医院	春日市惣利二丁目8番地	R6・9・30
筑紫生152	医療法人飯野内科	筑紫野市二日市中央四丁目14-23	R6・9・28
う生14	境泌尿器科医院	うきは市吉井町609-2	R6・9・30
大生290	篠塚小児科皮膚科医院	大牟田市大字橋606-2	R6・10・1
飯生349	奈田クリニック	飯塚市横田325-1	R6・10・1
像生薬73	リーフ薬局	宗像市くりえいと三丁目4-15	R6・9・30
筑紫生薬69	野間薬局二日市店	筑紫野市二日市中央四丁目15-12	R6・10・1

福岡県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生326	岡眼科飯塚クリニック	先進会眼科 飯塚本院	飯塚市川津371番1	R6・10・1
飯生246	岡眼科日帰り手術クリニック	先進会眼科 飯塚日帰り手術クリニック	飯塚市川津364-2	R6・10・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生歯148	田口歯科医院	糟屋郡篠栗町大字篠栗4887-8	糟屋郡篠栗町中央二丁目1番17号	R2・10・10
宗遠生訪15	訪問看護ステーション桜の花	遠賀郡水巻町猪熊七丁目2-4 水巻クリーンハイツA-201	遠賀郡水巻町吉田西五丁目2-12	R6・9・1

福岡県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
嘉麻生歯6	大塚歯科医院	嘉麻市口春243-19	R6・11・30

福岡県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平

成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ24	溝上 直樹(フレアス在宅マッサージ春日施術所)	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R6・10・17
糸島地生マ35	西嶋 七生行(ザ・マッサージ治療院)	糸島市二丈松末1010-11	R6・10・1
八女生柔47	高田 辰也(八女鍼灸整骨院)	八女市本村973-1	R6・11・5
春生柔73	井上 弘史(いのうえ整骨院)	春日市白水ヶ丘二丁目286	R6・11・1
田生はき23	白石 智一(鍼灸院 白庵)	田川市大字耨819-1	R5・11・1
春生はき20	溝上 直樹(フレアス在宅マッサージ春日施術所)	春日市春日原東町二丁目44-3 アネックス春日原201	R6・10・17
春生はき21	外 悠太郎(SMILE CARE 鍼灸院)	春日市上白水八丁目2-303号	R6・10・16
宮生はき3	山下 隼輝(MASA訪問鍼灸院)	宮若市福丸169-2-2	R6・10・1
宮生はき4	山下 将輝(MASA訪問鍼灸院)	宮若市福丸169-2-2	R6・10・1
粕生はき57	紺藤 綾乃(MASA鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町下府五丁目7-22-202	R6・10・21

福岡県告示第738号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
春生柔65	柴田 直(けんこう整骨院 春日)	春日市白水ヶ丘四丁目1	R6・9・30
筑紫地生柔20	井上弘史(いのうえ整骨院)	那珂川市今光二丁目68-1	R5・10・31

福岡県告示第739号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名(名称)及び住所(所在地)の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 氏名(名称)の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
像生はき26	森山 夏樹(神湊鍼灸院) 宗像市鐘崎731	森山 夏樹(鍼灸ちからこぶ) 宗像市鐘崎731	R6・10・10

2 住所(所在地)の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
像生はき26	森山 夏樹(鍼灸ちからこぶ) 宗像市神湊904	森山 夏樹(鍼灸ちからこぶ) 宗像市鐘崎731	R6・10・1

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

名称 投票用紙（小選挙区）外7件

数量 4,233,500部 外

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年10月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福博総合印刷株式会社

(2) 所在地

福岡市博多区堅粕三丁目16番14号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

64,722,372円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る物品等の名称及び数量

名称 小選挙区選挙公報 外2件

数量 2,725,100部 外

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和6年10月15日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社西日本新聞プロダクツ

(2) 所在地

福岡市博多区井相田二丁目1番60号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

70,199,716円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

篠栗町和田土地区画整理組合

- 2 事業施行期間
令和4年9月13日から令和7年3月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡篠栗町和田一丁目、大字和田字下川原、字ナメリ川原の各一部
- 4 事務所の所在地
糟屋郡篠栗町和田一丁目13番38号
- 5 設立認可の年月日
令和4年9月2日
- 6 変更認可の年月日
令和6年11月11日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和6年10月17日福岡市告示第256号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（令和6年10月17日福岡市告示第257号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1

項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（令和6年10月17日福岡市告示第258号）

公告

令和6年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 水産食品の衛生に関する知識
- イ ふぐに関する一般知識
- ウ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
令和7年2月14日 (金曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	水産食品の衛生に関する知識 ふぐに関する一般知識	
	午前11時10分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技	

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前6月以内に撮

影した上半身、無帽、正面向き、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については保健医療局保健所地域衛生部各衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、住所地及び就業地がともに県外である者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）ただし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) 卒業証書の写し又は卒業証明書

(ウ) 視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、180円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封の上、生活衛生課へ請求すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。または、県

保健所でのキャッシュレス決済により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和6年12月6日（金曜日）から令和6年12月25日（水曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和6年12月25日（水曜日）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和7年3月7日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字木月字石堀場2022番1、2023番1、2025番、2026番1、2027番、2028番、2032番、2033番、2037番12及び2147番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市城東区鳴野東一丁目2番1号

タカラストانダード株式会社

代表取締役社長 小森 大

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）朝倉市小田字東鳩胸1175番1、1175番8及び1175番14

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 服部 誠太郎

朝倉市菩提寺412番地2

朝倉市長 林 裕二

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字山田字アカエ549番5

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市東郷一丁目7番24-303号

藤島 大輔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字石橋227番及び228番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区空港前五丁目5番5号 WELLS M&R102号室
九州福祉サービス株式会社
代表取締役 松田 淳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字下牟田974番3及び975番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市稲吉1333番地6 ハイコンプリートS101号
真下 悠希

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和6年10月14日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年11月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84.218

福岡県選挙管理委員会告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和6年10月14日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年11月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

626,363

福岡県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和6年10月14日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和6年11月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,137
北九州市小倉北区	49,957
北九州市小倉南区	57,139
北九州市若松区	21,961
北九州市八幡東区	17,763
北九州市八幡西区	68,417
北九州市戸畑区	15,520

福岡市東区	87,872
福岡市博多区	68,490
福岡市中央区	57,025
福岡市南区	73,203
福岡市城南区	35,220
福岡市早良区	60,534
福岡市西区	56,792
大牟田市	30,174
久留米市・うきは市	89,914
直方市	15,283
飯塚市・嘉穂郡	38,209
田川市	12,442
柳川市	17,453
八女市・八女郡	21,999
筑後市	13,410
大川市・三潞郡	12,714
行橋市	20,070
中間市	11,214
小郡市・三井郡	20,345
筑紫野市	29,187
春日市	30,379
大野城市	27,853
宗像市	26,679
太宰府市	19,729
古賀市	16,132

福津市	18,342
宮若市・鞍手郡	13,496
嘉麻市	9,862
朝倉市・朝倉郡	22,930
みやま市	9,875
糸島市	28,322
那珂川市	13,382
糟屋郡	62,399
遠賀郡	25,369
田川郡	20,046
京都郡	15,211
築上郡・豊前市	15,198

監 査 委 員

監査公表第25号

令和 6 年 9 月 12 日に提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 22 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
(2) 提出年月日 令和6年9月12日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

少なくとも平成29年以降、請求人が福岡県立門司大翔館高等学校（以下「学校」という。）に対し警告しているにもかかわらず、学校において、「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」し、「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」している。

これにより、物品及び野球施設（以下「物品等」という。）の経年劣化が早まることで県の財政支出等が増加する。また、将来の住民であると思われる学生が整理整頓を出来なくなることです。善良な市民が育たず、さらに、青少年を含む地域住民の美化意識の低下にも繋がる。

これは、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当し、又はこれらが相当の確実さをもって予測される。

したがって、知事等に対し、以下の措置を求める。

ア 風水に概ね耐えられる屋根付き収納場所の適正な確保、及び、収納、廃棄物の廃棄の常時実施（生徒が読んでもわかるマニュアルでの見やすい表記を含む。）

イ 錆取りとペンキ塗り、あるいは、維持不能な場合の解体など

(2) 監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本案件は、請求人が認知する限り、平成29年頃からの問題であり、その間に、多くの県職員が関与した案件であると思われるが、それによっても解決し得えない難解な事案である。また、運動場の物品の放置等につき、どこまでを許容すべきものなのか、個別外部監査での客観的判断を要する。

(3) 違法又は不当とすその事実及びその理由等

ア 住民監査請求に係る財務会計上の行為の対象となる物品等について

請求人が提出した、福岡県職員措置請求書、「福岡県職員措置請求（2024年9月12日受付）における上申書」（以下「上申書」という。）等によると、住民監査請求に係る財務会計上の行為の対象となる物品等（以下「対象物」という。）は下表のとおりである。

【物品】

番号	品名	番号	品名
1	瓦礫	7	ポリタンク
2	タイヤ	8	学校用机
3	梯子（脚立）	9	ホース
4	三輪運搬車	10	長椅子
5	ポリ容器	11	トンボ
6	バケツ		

【施設】

番号	施設名
1	投球練習用施設
2	打撃練習用施設

イ 違法又は不当な請求対象行為について

(ア) 「公金の支出」について

a 「公金の支出」の内容

(a) 物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。

(b) 現場でものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になる。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となる。

b 違法又は不当な理由

学校教育法（昭和22年法律第26号）、特に、第50条及び第51条に反する。「ものを大切にすると」、「お片付け」及び「整理・整頓」が出来ないことは不当である。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当である。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

a 「財産の取得、管理、処分」の内容

物品等を適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるといふ不作為の処分をしている。

b 違法又は不当な理由

通常より物品等の劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当であり、安全上の問題も発生する。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

a 「契約の締結、履行」の内容

学校教育法、特に、第50条及び第51条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われた。特に、「ものを大切にすると」、「お片付け」及び「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来なかった。

b 違法又は不当な理由

上記（ア）の b と同じである。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

a 「債務その他の義務の負担」の内容

上記（ア）の a と同じである。

b 違法又は不当な理由

上記（ア）の b と同じである。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

a 「財産の管理を怠る事実」の内容

運動場及び外周に、物品を長年にわたり放置し、及び長年にわたり野球施設の錆を放置

している。

- b 違法又は不当な理由
運動場及び外周に、物品を長年にわたり放置し、及び長年にわたり野球施設の錆を放置
していることは、財産の管理を怠る事実に該当する。

(4) 事実証明書等

ア	令和6年9月11日付け事実証明書
イ	16日付け上申書
ウ	19日付け上申書 (2)
エ	27日付け上申書 (3)
オ	10月2日付け上申書 (4)
カ	4日付け上申書 (5)
キ	6日付け上申書 (6)
ク	7日付け上申書 (7)
ケ	7日付け上申書 (8)

第2 請求の要件審査

本件請求は、令和6年10月7日付けの補正書の提出をもって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年10月15日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が摘示する前記第1の2の(3)のアの物品等の管理状況に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育庁（教育総務部施設課及び教育振興部高校教育課）及び学校を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述の機会については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため実施しなかったが、令和6年10月18日付けで「福岡県職員措置請求（2024年9月12日受付）における陳述書」と題する書面が提出された。

陳述書にはおおむね以下の内容が記載されていた。

- (1) 住民監査請求後、学校において明らかに改善が見られた。今回の件で気を引き締め、整理整頓の実施や整理整頓の考え方を通じて、様々な良い影響を引き起こすきっかけになればと考えている。
- (2) 整理整頓は重要なことである。小学校で学んだ、ものを大切にすることを高等学校でも教えよと学校教育法に明記されている。「ものを大切にする」、「整理整頓」ということは、小学校から社会に巣立った後も必要な能力であり、物品の損耗を防ぐために適切な場所で保管する必要がある。ところが学校では長年それができなかった。

- (3) 整理整頓が出来ない大人が社会に出ると、会社での教育や訓練校での訓練の負担が増えるし、多くの卒業生が低賃金での就労の可能性や、就職がうまくいかない結果、闇バイトなどの犯罪に走る可能性も容易に想定できる。生活保護受給者も増えていくはずである。
- (4) 物品は不適切に使用管理すると壊れやすくなる。雨に野ざらしに置かれたりすると、劣化が早まるし、購入サイクルが早まることは容易に想像できる。
- (5) 学校に改善の兆しが見えたら一方で、整理整頓がなされていないように見受けられたり、整理整頓したと思われる場所にまた物品を置く行為が見られていることも事実である。

4 教育委員会の弁明

本件請求に対する弁明を教育委員会教育長に求めたところ、令和6年10月21日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」、「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」には該当せず、また、補正書における「物品や野球施設の廃棄や再購入の期間が適切な管理に比べ著しく短くなる」、「安全上の問題も発生」という指摘は当たらず、また、本件請求については、法第242条第1項に規定する、違法・不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」のいずれにも該当しないことから、本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 請求の事実の認否

ア 「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

上申書に記載されている物品のうち、物品番号8「学校用机」を除き、部活動のための保護者徴収金で購入しており、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。なお、物品番号8「学校用机」について、法第242条第1項に規定する、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当するという請求人の主張については、否認する。また、以下（ア）から（ウ）について、物品番号8「学校用机」に関する請求人の主張には、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

（ア）「公金の支出」について

請求人は、「現場で、ものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条に反すると思います。「ものを大切にすると」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にすると」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生

することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(イ) 「契約の締結、履行」について

請求人は、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われました。特に、「ものを大切に」、「お片付け」、「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来ませんでした。」と主張している。

しかし、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(ウ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「現場で、ものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条に反すると思います。「ものを大切に」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切に」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

イ 「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、法第242条第1項に規定する、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当するという請求人の主張については、否認する。

また、以下（ア）から（ウ）について、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」に関する請求人の当該主張には、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「現場で、ものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条に反すると思います。「ものを大切に」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切に」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不

当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(イ) 「契約の締結、履行」について

請求人は、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われました。特に、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来ませんでした。」と主張している。

しかし、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(ウ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「現場で、ものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条に反すると思います。「ものを大切にすること」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたいです。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にすること」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(3) 弁明の理由

ア 「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

まず、法第237条第1項において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金とされ、法第239条第1項において、「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産とされている。

ここで、上申書に記載されている物品は、物品番号8「学校用机」を除き、全て部活動のための保護者徴収金である当該高校野球部の部活動費や当該高校テニス部の生徒会費で購入しているものであり、県の所有する動産ではないため、法第237条第1項に規定する財産には該当しない。

したがって、これらは法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「規則」という。）第233条において、「物品の取得、管理及び処分等は、適正に行い、かつ、効率的に運用するとともに、その使用にあたっては、常に善良な管理者の注意をもつてしなければならない。」とされている。また、規則第237条第3項において「財務担当所において所管する物品の取得、管理及び処分等に関する事務は、財務担当所長が行う。」とされている。なお、規則第2条第6項及び第10項により、県立学校における財務担当所長は県立学校長とされている。

物品は、規則第238条（物品の購入）、第246条（供用の手続）、第250条（返納手続）、第254条（不用品の処分）、第255条（供用不用品等の通知）、第256条（不用の決定）によ

り取得から処分まで行われる。学校用机は主に教室で使用するために学校において購入し、一定年数経過後、劣化・破損等が生じ使用することができなくなったときは、産業廃棄物として基本的に処分を行う。

ただし、劣化・破損等により教室で使用できなくなっても、他の用途で使用できるときは使用しており、今回請求人が主張する学校用机も、教室で使用できなくなったものを部活動中（学校教育の一環）の水筒置き場等としてグラウンドで使用しているものである。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

請求人は、「物品」や「野球施設」という財産を、適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるといふ不作為の処分をしています。」また、「少なくとも通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは著しく不当です。安全上の問題も発生します。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

上記4の「(2) 請求の事実の認否」に記載したとおり、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、財産の管理を怠る事実には当たらない。

イ 「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

上申書に記載されている施設番号1「投球練習用施設」はブルペンであり、平成26年6月に学校創立10周年記念準備委員会から寄附を受けたものである。

また、上申書に記載されている施設番号2「打撃練習用施設」は野球打撃練習場で、平成22年3月に設置されたものである。両施設とも法第237条第1項に規定する財産であり、規則第209条により財産登録されている。

地方公共団体の財産は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条において、常に良好の状態においてこれを管理することとなっており、福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和39年福岡県教育委員会規則第7号）第4条及び第5条において、財産管理者として当該学校長を定め、財産管理者は、その所管に属する財産について、財産を常に良好な状態において管理し、財産の損傷の有無の確認及び防止に注意することを定めている。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第28条において、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

体育施設・設備・用具については、教育委員会では、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」及び「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針」を示している。

学校では、日常又は定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。特に職場巡視の機会に併せ、そのチェックリストを用いて校舎内外の安全点検を行っている。なお、体育施設・設備・用具については、上記指針の観点も参考に点検を行っている。

施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」については、多少の錯は認められるものの、点検時に財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項は認められない。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみやす。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切な管理をしていないとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

請求人は、「「物品」や「野球施設」という財産を、適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしています。」また、「少なくとも通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは著しく不当です。安全上の問題も発生します。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険

物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切に管理せずに放置しているとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

上記4の「(2) 請求の事実の認否」に記載したとおり、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切な管理をしていないとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、財産の管理を怠る事実には当たらない。

(4) その他の事項

請求人は、請求する措置として「① 風水に概ね耐えられる屋根付き収納場所の適正な確保、および、収納、廃棄物の廃棄の常時実施（学生が読んでもわかるマニュアルでの見やすい表記を含む。）」及び「② 錆取りとペンキ塗り、あるいは、維持不能な場合も解体、それが出来ない場合は、地域に影響を与えないための壁の建設」と主張している。

学校においては、これまでも学校の環境整備に関する地域の方からの意見に対して、部活動を実施する上での利便性や生徒等の安全上の観点、予算等を精査した上で、できる限り対応している。

また、請求人は、生じる損害として、「その行為を外部に見せることにより、青少年を含む地域住民が、その状態が良いと誤認識させることによる、美化意識の低下」と主張しているが、こういった地域住民の方からのご指摘は他になく、美化意識については個人により程度が異なると思われる。

5 個別外部監査契約に基づく監査の要否について

請求人は、本案件は難解な事案であることや、運動場の物品の屋外での放置等をどこまで許容すべきか客観的判断を要することを理由に、法第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、本件請求は、請求人が摘示する前記第1の2の(3)のアの物品等の管理が、その従うべき法令等の規定にのっとり適切に行われているかについて判断を行うこととなるもので

あり、この判断に当たって特に専門的な知見が必要であるとは認められない。

よって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認められないことから、監査委員による監査を行うこととした。

6 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和6年10月16日から同月30日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 対象物の保管状況について

対象物の保管状況の確認のため学校を訪問し、事務長並びに野球部及びテニスの各部活動顧問（以下「学校関係者」という。）への聴取及び現物の確認調査を以下のとおり実施した（令和6年10月17日時点）。

【物品】

番号	品名	個数	番号	品名	個数
1	瓦礫	不存在	7	ポリタンク	4
2	タイヤ	20	8	学校用机	5
3	梯子（脚立）	1	9	ホース	1
4	三輪運搬車	3	10	長椅子	廃棄済
5	ポリ容器	1	11	トンボ	18
6	バケツ	8			

上記のうち、物品番号1「瓦礫」については調査時点で現物が存在せず、いつ処理されたかの記録がなかった。請求人が現物確認をしたとされる平成26年以降、いずれかの時期に片付けられたものと推察される。

また、物品番号10「長椅子」は、不用品として既に廃棄されていた。

それ以外の物品については、学校関係者への聴取及び支出証拠書類の確認により、物品番号8「学校用机」を除き、全て部活動費及び生徒会費により購入されており、公金の支出はなかった。

なお、物品については、施設番号1「投球練習用施設」の内側や脇などに整然と保管されていた。

【施設】

番号	施設名	施設数
1	投球練習用施設	1
2	打撃練習用施設	1

上記について、いずれも学校の財産として公有財産台帳に登録されていることを確認したうえで、現物の目視確認を行った。

施設番号1「投球練習用施設」については、請求人から錆の指摘があった柱部分に錆止め入りの塗料が塗られていた。また、施設番号2「打撃練習用施設」については錆が見られるものの、地面に埋設された支柱にぐらつきはなく、しっかり固定されていた。

(2) 対象物の管理状況について

教育委員会では、運動部活動で使用する施設・設備・用具の管理については、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」及び「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針」に定めており、これら指針においては、学校は「学校安全点検実施要領」を作成し、定期的、臨時的、日常的、かつ継続的に点検を行うこととされている。

現地での聞き取り及び根拠書類の検査を行った結果、学校では、「学校安全点検実施要領」を作成し、学期ごとの教職員による点検、用務員による月に数度の点検といった定期的な点検を行っていた。また、教職員が学校施設の内外（校庭周りを含む。）の点検を行った際に、臨時的に必要があるかと認めたものについては、速やかに改善を行うとともに、用務員が巡視を行う際も必要があれば適宜修繕等を行っており、部活動で使用する物品や施設についての日常的・継続的な点検は部活動顧問が行っていた。

2 判断

(1) 住民監査請求の対象となる財産について

住民監査請求の対象となる財産は、法第237条第1項に規定する財産に限定されている。

法第237条第1項において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金とされ、法第239条第1項において、「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産であるとされている。なお、ここでいう「保管する動産」は、地方公共団体が使用するために他人から借用し、保管するものとされている。

【物品】

物品番号8「学校用机」5台については、劣化等により教室で使用できなくなったものを部活動中の水筒置き場等として再利用しているものであり、帳簿等が保存期間満了のため既に廃棄されていることからいつ購入したのか定かではないが、学校の教室で生徒が使用する机や椅子は、通常は公費により購入していることから、物品のうち、物品番号8「学校用机」5台については、法第237条第1項に規定する県の財産に該当する。

そして、物品番号8「学校用机」を除く物品（ただし、物品番号1「瓦礫」及び物品番号10「長椅子」については、監査時点においては廃棄等により存在しないことから、住民監査請求の対象となる財産に該当するかどうかの判断は行わず、監査の対象としない。）については、学校関係者への聴取及び支出証拠書類の確認により、全て部活動費及び生徒会費により購入されており、公金の支出はなされていないかった。このため、これらの物品は、法第237条第1項に規定する県の財産には該当しない。

【施設】

野球部で使用する施設については、規則第209条の規定に基づいて学校が作成した公有財産台帳（工作物）によると、施設番号1「投球練習用施設」は平成26年6月に学校創立10周年記念準備委員会から寄附を受けたものであり、施設番号2「打撃練習用施設」は、平成22年3月に設置されたものであることが認められる。

両施設とも、県の公有財産台帳に登録されており、法第237条第1項で定める県の財産であると認められる。

以上により、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2

「打撃練習用施設」については、法第237条第1項で定める県の財産には該当することから、住民監査請求の対象であると認められる。

一方で、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」以外の対象物については、法第237条第1項で定める県の財産には該当せず、住民監査請求の対象とならないことから、これらに係る請求については却下する。

(2) 請求対象行為が違法又は不当であるかについて

ア 「公金の支出」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

イ 「財産の取得、管理、処分」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等を適切に管理せずに放置すること、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしている。」、「通常より物品等の劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生する。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ウ 「契約の締結、履行」について

学校教育法第50条及び第51条は、学校教育の目的について規定しているものであることから、住民監査請求の対象となる財務会計事務に係るものとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

なお、上記についてはア及びエも同様である。

エ 「債務その他の義務の負担」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

オ 「財産の管理を怠る事実」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」の金属部分に錆が生じていることは認められるが、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、財産の管理を怠る事実には当たらない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」の管理については、関連規定に基づき適正に管理されており、違法又は不当な

事実は認められないことから、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求のうち住民監査請求の対象となる財産に対する請求についてはこれを棄却する。

3 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

部活動もまた学校教育の一環であることを考えると、その活動において基本的な生活習慣、社会生活におけるルールやマナーを身に付けさせることは重要である。その意味から、部活動で 사용되는物品等については、今回住民監査請求の対象ではないと判断されたものについてもその適切な管理について十分指導することが望まれる。

当該学校では、これまでも地域住民の代表者が参画する学校評議会において、地域の声を聞き意見交換を行うことで、学校と地域社会との連携を図ってきた。今後も地域の皆さんからいただく多様な意見を真摯に受け止め、学校運営の改善を図りながら、地域に開かれた学校づくりを進めていくことが求められる。

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年11月22日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年5月14日～令和6年9月25日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和6年5月21日～23日
朝倉農林事務所	令和6年6月11日～13日
八幡農林事務所	令和6年5月28日～31日
飯塚農林事務所	令和6年6月4日～6日
筑後農林事務所	令和6年6月18日～20日、9月19日
行橋農林事務所	令和6年5月14日～16日
農林業総合試験場	令和6年5月14日～16日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和6年6月4日～5日
農林業総合試験場豊前分場	令和6年5月24日
農林業総合試験場筑後分場	令和6年6月18日～19日
農林業総合試験場八女分場	令和6年6月6日～7日
農業大学校	令和6年5月23日～24日
中央家畜保健衛生所	令和6年6月11日～12日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和6年5月24日
両筑家畜保健衛生所	令和6年5月24日
筑後家畜保健衛生所	令和6年5月24日
筑後川水系農地開発事務所	令和6年5月28日～29日、9月25日
水産海洋技術センター	令和6年5月30日～31日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和6年5月21日～22日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和6年6月13日～14日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和6年6月20日～21日

(2) 主な監査項目

- ア 収入
 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況
- エ 契約
 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
 土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況
- カ 物品
 取得、管理及び処分の状況
- キ 工事
 設計積算及び施工等の状況
- ク 補助事業
 補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
筑後農林事務所	工事	1	貯水堀工事の残土処理工について、残土の運搬距離を積算システムに入力する際、9.5km以下を選択すべきところ、誤って5.5km以下を選択した。また、階段工のうち、階段コンクリート製品の材料単価について、令和5年度の単価を計上すべきところ、令和4年度の単価を計上していた。これらの誤りにより、積算が過小となっていた。
筑後川水系 農地開発事務所		1	ゲート補修工事の仮締切工及び仮設道路工において使用する大型土のう袋や盛土材料について確認を怠ったため、仕様書で示した他の工事でも使用可能な材料ではなく、規格が異なる安価な材料が使用されていた。なお、本工事の執行においては、使用された材料で問題はなかった。
計		2	2件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部及び建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年11月22日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	原 中 誠 志

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関13機関

(2) 監査対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年5月21日～令和6年9月25日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和6年6月11日～6月14日、9月20日
久留米県土整備事務所	令和6年6月4日～6月7日
南筑後県土整備事務所	令和6年6月25日～6月28日、9月17日
直方県土整備事務所	令和6年6月4日～6月6日
京築県土整備事務所	令和6年6月18日～6月20日
朝倉県土整備事務所	令和6年6月18日～6月21日
八女県土整備事務所	令和6年6月25日～6月27日、9月19日
北九州県土整備事務所	令和6年5月21日～5月24日、9月20日
田川県土整備事務所	令和6年5月28日～5月30日、9月18日
飯塚県土整備事務所	令和6年5月28日～5月31日
那珂県土整備事務所	令和6年5月21日～5月23日、9月25日
荻田港務所	令和6年6月11日～6月12日
流域下水道事務所	令和6年5月21日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
八女県土整備事務所	収入	1	流水占用料について、令和5年10月1日以後期徴収分を調定すべきところ、調定が遅延していた。
南筑後県土整備事務所	収入	1	領収証紙により徴収した仮設建築物建築許可申請手数料について、当該納付書の紙面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。

福岡県土整備事務所	支出	1	陸橋緊急補修業務委託について、委託料（12節）で支出すべきところ、工事請負費（14節）で支出していた。
北九州県土整備事務所	工事	1	戸切川仮設道路撤去工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過大となっていた。
計			4件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	工事	2	道路拡幅工事において、アスファルト舗装版破砕の施工単価を誤ったため、積算が過大となっていた。
			急傾斜地崩壊対策法面工事において、仮設材（敷鉄板）設置に係る運搬費と積込み・取卸し費を計上すべきところ、これをしなかつたため、積算が過小となっていた。
計			2件